平成２６年（フ）第４３１号
茨城県笠間市鯉淵6211番地
債務者　株式会社大平商事
代表者代表取締役　大平　　明
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　破産債権の届出期間　平成27年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午前11時
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
広島県尾道市久保町2178番地
債務者　株式会社ＬＯＨＡＳ池田
代表者代表取締役　池田　政雄
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内奈保子
4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第９８９号
大阪市西淀川区大和田５丁目19番２号
債務者　有限会社橋本熱管工業
代表者代表取締役　古賀　泰行
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５号
広島県廿日市市新宮２丁目14番14号、商業登記簿上の本店所在地広島市西区三滝町12番６号
債務者　有限会社セガワクリエート
代表者代表取締役　瀬川　岩男
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　好勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月15日午前10時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
長野県諏訪郡下諏訪町3367番地
債務者　有限会社ホテル喜楽
代表者代表取締役　小口　修平
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河嶋　恒平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午前10時
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１０７号
岡山市中区国府市場81番地５　２Ｆ
債務者　株式会社ジェービーエヌ
代表者代表取締役　吉岡　　啓
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
北海道旭川市９条通７丁目2483番地
債務者　株式会社助十郎
代表者代表取締役　土岐　　司
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後１時40分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
島根県松江市学園２丁目20番24号
債務者　トキワ株式会社
代表者代表取締役　竹田　直彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場かよ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県揖斐郡大野町大字桜大門652番地の２
債務者　有限会社指順木工
代表者取締役　久保江守彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　慎哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前10時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
滋賀県栗東市辻638番地
債務者　株式会社マルトモ
代表者代表取締役　丸毛　晴夫
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前11時40分
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
京都府舞鶴市字西86番地
債務者　有限会社柴田光雄商店
代表者代表取締役　柴田　和孝
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時30分
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２８号
岡山県倉敷市水江1412番地８
債務者　齋藤　邦茂
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡邑　祐樹
4　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第７号
新潟県三条市南新保２番18号
債務者　本田　明子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　敏栄
4　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１０２号
仙台市泉区将監５丁目２番38―16号
債務者　千葉　始克
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
仙台市太白区東中田１丁目６番10号　サクラハイツ101
債務者　沖崎　一也
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
福島県相馬市磯部字山信田641番地
債務者　寺島　昭一
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　剛臣
4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福島地方裁判所相馬支部